

大個審答申第 157 号
令和 4 年 7 月 29 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表 1 の（い）欄に記載の諮問がありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表 1 の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、別表 1 の（う）欄に記載の年月日に、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件各請求のうち保有個人情報を保有していると判断したものについては別表 1 の（き）欄に記載の保有個人情報を特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき別表 1 の（か）欄に記載の開示決定又は部分開示決定を、また、本件各請求のうち保有個人情報を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表 1 の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表 1 の（か）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表 1 の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表 1 の（け）欄に記載のとおりである。

また、審査請求人は、口頭意見陳述及び意見書において、実施機関が別表 2 の本件文

書 1（以下「本件文書 1」という。また、別表 2 の本件文書 2 から本件文書 6 についても同様に「本件文書 2」から「本件文書 6」という。）を作成し、その後自身が行った公開請求が却下されたことから、実施機関が本件文書 1 を無効とした場合には自身が現在行っている保有個人情報の開示請求及び審査請求をすべて取り下げる旨を主張しており、本件各審査請求の目的として、本件文書 1 の無効・取消しを求める意図があるとのことであった。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表 1 の（こ）欄に記載のとおりである。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

本件各審査請求における争点は、本件各決定のうち開示決定及び部分開示決定については、別表 1 の（き）欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非開示決定については、特定すべき保有個人情報の存否である。

3 審査請求人の公開請求却下に関わる事実経過

実施機関によると次のとおり説明があった。

(1) 審査請求人からの公開請求の却下を検討した経過について

平成 30 年 3 月以降、北区役所及び福祉局は審査請求人からの公開請求を却下しているが、その可否を検討する中で弁護士によるリーガルチェックを受けた。

弁護士相談での参考資料として、両所属は情報公開制度の所管部署である総務局行政課情報公開グループ（以下「情報公開グループ」という。）に対し、これまでの情報公開制度の運用についての見解等を作成するよう求め、同グループは本件文書 1 を作成した。

本件文書 1 は、両所属から提示された事実や過去の大阪市情報公開審査会の答申等を基に、審査請求人からの公文書公開請求への対応についての考え方を事務的に整理したものである。

なお、本件文書 1 の作成に当たっては所与の前提とする事実が必要となることから、情報公開グループで作成していた本件文書 2 を用いつつ、また、随時両所属の担当職員から電話もしくは対面によりそれぞれの所属が把握している事実について

聴取するとともに、両所属から本件文書 3 及び本件文書 4 の提出を受けており、これらはメールで提出されている。

弁護士相談の結果、本件文書 5 が作成・取得され、却下は妥当との見解が示されたことから、実際に北区役所は本件文書 6 による公開請求却下決定を行っている。

(2) 濫用却下する際の事務処理について

一般的に公文書公開請求があった場合は、請求についての一元的な受付窓口である情報公開グループにおいてこれを受け付け、請求の内容に基づき決定担当所属であると考えられる所属に対して決定担当所属であるかどうかの照会を電子メールで行い、照会を受けた所属から情報公開グループへの決定担当所属であるかどうかの回答が電子メールで行われることとなっている。

審査請求人からの公文書公開請求が、障がい認定審査についての不服に端を発するものである可能性があると考えられる場合には、当該請求の対象とされている公文書を保有する所属のいかんにかかわらず、北区役所及び福祉局に照会しており、当該両所属において当該公文書公開請求が障がい認定審査についての不服に端を発するものであるかどうかを判断し、これに該当すると判断された場合には、当該両所属において、それぞれ権利の濫用を理由とする却下決定が行われている。

4 本件各請求の決定理由について

本件各請求は、別表 1 の項番 1 から項番 19 までは本件文書 1 に記載されている情報について、根拠・判断理由が確認できる文書や、行われていない各文書の決裁文書を求めるものであり、項番 20 から項番 31 までは、公開請求受付処理など制度運用に関わる文書を求めるものであり、大きく 2 つに分類される。実施機関によれば、各決定の理由は次のとおりである。

(1) 項番 1 から項番 5 までについて

当該請求は、本件文書 1 について、作成に当たり各資料の提供を受けた理由、提供を依頼した者、濫用として認定した事実（審査請求人の言動等）の信頼性・正確性、提供資料の作成理由、作成者、提供者が確認できる情報を求めるものである。

決裁文書以外の公文書については、その作成者個人を記録する取扱いはしておらず、総務局から福祉局等へ口頭で提出依頼しているため、資料提出依頼文書は作成しておらず、各資料の提供はメールで行われた後にメールそのものは廃棄しているため、提供者個人を記録した文書は残っておらず、提出された資料を用いて直接本件文書 1 を作成していることから他に文書は存在しない。

(2) 項番 6 から項番 8 までについて

当該請求は、審査請求人の対応経過を記録した本件文書 2 について、決裁、作成目的、作成者の確認できる文書及び他の対応記録の存否の情報を求めるものである。

本件文書 2 は、事実行為を記録する性質上、決裁はしておらず、作成目的や作成者は記載が必要な情報ではなく、実際にそうした公文書は作成していない。

(3) 項番 5 及び項番 9 から項番 11 までについて

当該請求は、審査請求人の対応経過を記録した本件文書 3 について、作成決裁文書、総務局へ資料を提供する旨の決裁文書、作成目的、作成者、作成依頼者、提供者の情

報を求めるものである。

本件文書3は、事実経過を記録した文書である性質上、事案の意思決定を伴うものではないことから決裁はしておらず、また、作成目的や作成者は重要な情報ではなく、記録していない。また、他に審査請求人の対応記録は作成していない。

(4) 項番 12 について

当該請求は、審査請求人の対応経過を記録した本件文書4について、作成目的、作成者、総務局への提供目的・方法・提供者、その他の記録情報を求めるものである。

本件文書4は、事実行為を記録する性質上、決裁はしておらず、作成目的や作成者は重要な情報ではなく、記録していない。また、他に審査請求人の対応記録は作成していない。

(5) 項番 13 から項番 18 までについて

当該請求は、弁護士相談結果である本件文書5について、記載された「端緒」とは何かわかる文書、弁護士が「端緒」と判断した根拠、「課長が謝罪しなければ補正に応じない」との発言を聞いた職員名、課長名、当該発言の具体的内容、この発言記録に係る決裁文書、審査請求人の請求件数「600 件」と記載されている部分について、最初 10 件、最後の 10 件がどんな請求なのか確認できるもの、本件文書5を北区総務課に送付した記録を求めるものである。

本件文書5は、実施機関から提示した資料や相談内容を踏まえて作成された弁護士見解であるが、弁護士が判断した具体的な根拠は実施機関で特定できない。また、引用されている発言は実施機関から提示した面談記録を基に記載されていると考えられるが、同記録には職員名、課長名等の情報は記録しておらず、供覧文書として保有しており決裁はしていない。また、本件文書5は電子メールで総務課に記録を送付し、送受信を確認できた段階で当該電子メールは削除しており記録は存在しない。

(6) 項番 19 について

当該請求は、決定通知書である本件文書6について、却下理由に「…不服に端を発する…」とあることに対して、そう判断した事象の記録を求めるものである。

本件文書6には、却下理由として総合的に判断した結果を表現したものであり、具体的に判断の根拠となる事象を記載した文書は存在しない。

(7) 項番 20 から項番 27 までについて

当該請求は、北区が「個別に判断して」却下している決裁、その確認を総務局がしていることや却下する理由がわかる文書、総務局が北区に却下させている（ことがわかる）文書を求めるものである。

北区役所では、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断し、決裁を通じて組織的に確認及び決定を行っており、決裁文書以外に判断に係る文書は存在しない。また、審査請求人からの情報公開請求を却下する際の事務処理手順は3(2)に記載のとおりであり、却下するよう総務局が北区役所に強いてはならず、総務局が却下決定をさせている文書や総務局が却下決定の判断をしている文書は存在しない。

(8) 項番 28 について

当該請求は、公開請求への決定に際して総務局が各所属に指導していることを前

提として、福祉局が非公開とした特定の情報公開請求の事案について総務局が決定内容の問い合わせや判断をした文書を求めるものである。

総務局では、各所属において大阪市情報公開条例に基づく公開等の決定の判断等が適正に行われるよう「情報公開条例解釈・運用の手引き」や「情報公開推進のための指針」を作成し、各所属に対して周知等を行っているが、個々の案件の公開・非公開の判断は当該請求の対象となる公文書に係る事務を所管している各所属において個々の案件ごとに判断されるべきものであるから、総務局の判断に係る文書は存在せず、問い合わせについても文書が存在しない。

(9) 項番 29 及び項番 30 について

当該請求は、審査請求人の提出した保有個人情報の訂正請求に対する不承認決定に際しての審議内容が確認できる文書を求めるものである。

この保有個人情報の訂正請求に対する決定に際しては、各所属で決裁の過程において組織としての検討を行い、意思決定を行っているものであり、決裁のほかに文書は作成していない。

(10) 項番 31 について

当該請求は、決定通知の記載内容の中で、日時を「別途調整させていただきます。」としたことに対して、調整内容がわかる文書を求めるものである。

審査請求人による情報公開請求、保有個人情報開示請求は再三にわたって行われており、開示等の実施場所である本庁舎にも審査請求人は頻繁に来庁し、その際にそれぞれ開示の実施等を受けている状況であり、個別の請求に対して事前に具体的な日時を調整していないため、その内容が確認できる文書は存在しない。

5 本件各決定の妥当性について

本件各請求に係る保有個人情報は、審査請求人からの公開請求の却下を検討した経過及び公開請求制度に係る事務処理手順を踏まえると、探索するまでもなく、他に特定すべき保有個人情報が存在しないことは明白であり、別表 1 の（こ）欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然、不合理な点は認められないことから、本件各決定は、いずれも妥当である。

また、審査請求人は、実施機関が特定した各情報について、請求内容に合致していない旨主張しているが、他に存在するはずであるとする審査請求人の主張の根拠、及び実施機関の主張を覆すに足る事実も確認できないことから、他に特定すべき情報は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過

令和元年度諮問受理第7～10号、第12号、第18～19号、第35号、第42号、第44号、第47号、第52号、第60～62号、第66号、第75号、第77号、第85号、第91号、第112～113号、第118～119号、第123号、第125～126号、第133号、第135号、第138号、第140号

年 月 日	経 過
令和元年7月10日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第7～10号、第12号）
令和元年7月30日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第18～19号）
令和元年11月27日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第35号）
令和元年11月29日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第42号、第44号）
令和元年12月5日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第47号）
令和元年12月19日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第52号）
令和2年1月10日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第60号）
令和2年1月14日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第61～62号）
令和2年1月15日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第66号）
令和2年1月17日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第75号、第77号）
令和2年1月20日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第85号）
令和2年1月24日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第91号）
令和2年3月4日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第112～113号）
令和2年3月13日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第118～119号）
令和2年3月24日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第123号、125号～126号）
令和2年3月26日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第133号、135号）
令和2年3月31日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第138号、第140号）
令和2年10月29日	実施機関から意見書の受理（令和元年度諮問受理第47号、第62号、第85号、第112～113号、第118～119号）
令和3年2月5日	実施機関から意見書の受理（令和元年度諮問受理第7号、第9号、第12号、第18～19号、第61号、第138号）
令和3年6月9日	実施機関から意見書の受理（令和元年度諮問受理第42号、第44号、第60号、第66号、第75号、第123

	号、第 125～126 号)
令和 3 年 7 月 1 日	実施機関から意見書の受理（令和元年度諮問受理第 52 号）
令和 3 年 7 月 9 日	実施機関から意見書の受理（令和元年度諮問受理第 8 号、第 10 号、第 35 号、第 77 号、第 91 号、第 133 号、第 135 号、第 140 号）
令和 3 年 7 月 16 日	調査審議
令和 3 年 8 月 30 日	調査審議
令和 3 年 10 月 29 日	調査審議
令和 3 年 11 月 29 日	調査審議
令和 3 年 12 月 16 日	調査審議
令和 4 年 1 月 14 日	審査請求人から意見書の収受
令和 4 年 1 月 17 日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）、審査請求人から意見書の収受
令和 4 年 3 月 1 日	調査審議
令和 4 年 3 月 28 日	調査審議
令和 4 年 7 月 29 日	答申